藤沢市内共通プレミアム商品券事業

「好きですふじさわ商品券2013」企画書

公益社団法人藤沢市商店会連合会

藤　沢　商　工　会　議　所

Ⅰ 企画の概要

【 1. 企 画 名 】

■ 藤沢市内共通商品券「好きですふじさわ商品券2013」の発行。

【 2. 企画の目的 】

■ 国による緊急経済対策が功を奏し、全国的に景況感が回復しているものの、中小企業をはじめ「市民生活には十分その実感を得られるまでには至っていない」と思われる。そこで、現在の景気回復を持続させ、地域経済の活性化を図るためにも、切れ目ない経済対策の実施が必要である。また、平成26年4月に予定されている消費税率の引き上げに伴う消費活動の急激な変化に対応し、併せて活発化する駆け込み需要の市外流出を防ぎ地元での消費に取り込むため、市内共通プレミアム商品券を発行し安定した市内消費を促し、地域経済の活性化を図ることを目的に実施する。

■ この商品券は、あらかじめ10%のプレミアムを付した商品券を発行し、藤沢市内の各商店会・大型店・事業所で使用できるものとする。

■ 商品券の発行は、藤沢市内商店・大型店・事業所での買い物の機会をつくり、販売促進に最も即効性のある効果が期待できる施策である。

【 3. 発 行 額 】

■ 発行額:5億円に10%(5千万円)を上乗せし、発行総額5億5千万円とする。

■ プレミアム:各取扱店が商品券額面500円の約3%の14円を負担し、残約7%を藤沢市が負担する。

1冊の販売額 : 10, 000円(額面500円)

1冊の枚数 : 22枚(20枚+プレミアム2枚)

発行枚数 : 1, 100, 000枚

発行冊数 : 50, 000冊

プレミアム額 : 5千万円　プレミアム枚数:100, 000枚

■ なお、各取扱店の負担方法については、使用済み商品券の換金額を調節して商品券が利用された取扱店舗・事業所が負担する方法とする。

(500円から約3%の14円を差し引いた486円を口座へ振り込む)

Ⅱ　企画の詳細

【 1. プレミアム商品券の名称 】

■ 「好きですふじさわ商品券2013」

【 2. 事業主体 】

■ 公益社団法人藤沢市商店会連合会・藤沢商工会議所（以下「発行者」という。）を事業主体とする。

■ 発行者は商品券の発行、発売および付帯する事務一切を行う。

【 3. 実施期間 】

■ 発 売 日：平成25年11月16日(土)

■ 有効期間：平成25年11月16日(土)発売日～平成26年 2月28日(金)まで

【 4. 商品券を取扱できる店舗・事業所 】

■ 取扱える店舗・事業所（以下「取扱店」という。）

〔小売店〕 原則として藤沢市内発行者の加盟店・会員事業所。

※ 藤沢商工会議所会員事業所は小売店以外も含む。

〔大型店〕 発行者の賛助会員・準賛助会員・会員事業所

〔未会員〕 上記以外で条件を満たす、発行者が認める店舗・事業所。

※ 登録料として事業所面積が1，000㎡未満5，000円/1，000㎡以上50，000円の負担とする。

■ 登　録：上記取扱店は、事前に登録申込書により登録する。商店会(街)・商工会議所は取扱を希望する会員店舗・事業所を取りまとめ商店会連合会へ登録申込書を提出する。大型店については、発行者と直接行うものとする。

■ 取扱登録証：登録申込書内容(口座番号等)確認後、取扱登録証を発行する。取扱登録証は商品券換金時必要なもので、取扱金融機関で換金時混乱を防ぐため、小売店・事業所登録証と大型店取扱登録証は一目瞭然に違いがわかるものとする。

■ 表　示：取扱店は、取扱店表示ポスターで消費者に分かりやすく表示する。

■ 藤沢市内共通商品券とし、市外の支店等は使用不可とする。

【 5. 商品券の形態・綴り方 】

■ 額　面：商品券は、消費者の利便性を考慮し1枚あたりの額面を500円とする。

■ 綴　り：1冊綴りは、1万円で22枚（1万1千円分＝20枚＋プレミアム2枚）

■ 内　訳：大型店・小売店・事業所での利用可能共通商品券を22枚中10枚とし、小売店・事業所については22枚全て利用可能とする。

■ 換金拒否：大型店において、小売店・事業所専用商品券を取り扱った場合は、取扱金融機関で換金を拒否される。

【 6. 使用商品券の取扱 】

■ 使用された商品券は、商品券裏面引換店欄に店名印を押印し、商品券右上隅キリトリを切り取る。また、綴ったままの商品券を取り扱った場合は1枚毎に切り離す。綴ったままの状態で取扱金融機関に持ち込んだ場合、枚数確認の都合上取扱われない。

【 7. つり銭について 】

■ 商品券での買い物については、原則としてつり銭は出さない。これは、少額の買い物をして商品券の現金化を防ぐためである。ただし、各店舗等が商店会(街)及び自店の金券等を発行し、つり銭とすることは可能とする。

■ つり銭金券の有効期限：法律上の問題により商品券発行から5ヶ月以内とする。

【 8. 商品券の使途制限 】

■ 商品券での買い物の制限：上記同様の理由において、商品券，ビール券,図書券，印紙,切手，はがき，宝くじ，プリペイドカード等の換金性商品券等の買い物は制限する。（詳細は業務規約に定める。）

【 9. 商品券の購入限度 】

■ 1回の購入限度額を5万円（5冊）までとする。

【 10. 販売方法 】

■ 販売窓口：商品券の販売は、一部大型店(藤沢駅南口北口・辻堂駅北口を予定)、各商店会の販売窓口等で行う。（最小単位は、商店会毎1カ所とする。複数の商店会が隣接する地域では、いくつかの商店会合同で販売所を設けるようにする。また、予約販売は一切禁止とする。）

■ 販売単位：1冊単位（1万円とする。）

■ 発 売 日：平成25年11月16日（土）

■ 発売期間：平成25年11月16日（土）から完売まで。

■ 領収書は発行しない。

■ 販売した商品券代金は、取扱金融機関の夜間金庫等により対応する。

【 11. 販売促進 】

■ 取扱店舗一覧チラシを広報ふじさわと併せ配布し、より多くの消費者にPRを行う。

■ 発売前にポスターを店頭および市内目立つ場所に掲示しPRを行う。

■ 発売予告チラシを作成し、新聞折り込等あらゆる手段を講じてPRを行う。

■ 消費者が商品券を購入したくなるような、商品構成等独自の取組を各商店街や事業所で実施する。

【 12. 購入制限 】

■ 購入制限の対象：消費者に商品券を購入・使用してもらい、藤沢市内での買い物を見直す機会とする。商業活性化という本事業の目的から、商品券取扱店・事業所の店主・事業主および従業員の商品券購入は禁止とする。

■ 不正が行われた場合の罰則：上記店主・事業主の商品券購入等の事実が認められた場合、当該店での商品券の使用、および当該店の商品券の換金を停止し、不正が行われた店舗および事業主名を公表する。

【 13. 換　金 】

■ 換金場所：利用され各取扱店で回収された商品券は、取扱金融機関にて換金する。換金は予め各店舗が登録した金融機関支店を利用する。

■ 換金方法：各取扱店舗・事業所は、予め金融機関の口座を開設し、金融機関窓口に商品券・取扱登録証・換金申込書・各金融機関入金伝票を持参、請求後翌々営業日口座に振り込まれる。（500円で約3%14円負担金が引かれた486円が振り込まれる。）

■ 換金商品券：取扱金融機関に換金依頼する場合、必ず商品券は1枚毎に切り離して下さい。綴ったままの状態では枚数の確認上、換金に応じてもらえません。

【 14. 換金限度 】

■ 取扱金融機関の混乱を防ぐため、1回の換金限度を一店1，000枚までとする。

【 15. 金融機関 】

■ 協力依頼取扱金融機関に、以下の業務を委託する。

1. 商品券発売日の商品券売上代金の対応。
2. 各取扱店舗・事業所で使用され、回収した買い物券の換金業務。

〔協力取扱金融機関一覧表〕

1. 三浦藤沢信用金庫(藤沢市内10支店)　①鵠沼支店　②藤沢営業部
③辻堂支店　④片瀬支店　⑤善行支店　⑥六会支店　⑦長後支店
⑧村岡支店　⑨本町支店　⑩湘南ライフタウン支店
2. 湘南信用金庫(藤沢市内1支店) ①藤沢支店
3. 横浜信用金庫(藤沢市内1支店) ①湘南台支店
4. 八千代銀行 (藤沢市内1支店) ①湘南台支店
5. JAさがみ御所見支店(藤沢市内1支店) ①御所見支店

(※⑤のJAさがみ御所見支店については、御所見地区(用田商栄会)に金融機関が無いため特別に取扱を行っていただけるもの。)

【 15. 必要書類等 】

[各取扱店舗に配布するもの]

■ 登録申込書　■登録申込書記入例　■ 取扱説明書　■ 取扱店表示ポスター
■ 商品券サンプル
■ 取扱登録証　■ 換金用伝票

[消費者向けに用意するもの]

■ 取扱店一覧表　■ チラシ(事前配布用・新聞折込み用)

[協力依頼取扱金融機関向けに用意するもの]

■ 換金用伝票　■ 受渡ノート　■ 商品券見本